

平成 28 年度第 1 回伊達市男女共同参画審議会 会議録

●概要

日 時	平成 29 年 2 月 21 日（火）13：00～14：30
場 所	伊達市役所保原本庁舎 2 階 委員会室 3・4
出席委員	藤野会長、杉下副会長、関根委員、高橋委員、菅野委員、遊佐委員、三浦委員
欠席委員	石澤委員、佐藤委員
事務局	岡部アドバイザー、市民協働課（橋内、半田、佐藤、村田）
会議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委嘱状交付</li> <li>3 市長あいさつ</li> <li>4 各委員紹介</li> <li>5 会長・副会長選出</li> <li>6 協議事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）審議の進め方等について</li> <li>（2）男女共同参画の動向及び伊達市の状況について</li> <li>（3）伊達市男女共同参画プラン改定案について</li> </ol> </li> <li>7 閉会</li> </ol>

●発言内容

司 会： 開会

**委嘱状交付** 市長から一人ひとり交付

**市長あいさつ**

市 長： 「伊達市男女共同参画審議会」を開催するにあたり一言、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から様々な分野において、ご尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、第二次総合計画の中で、「男女が共に輝き支え合う男女共同参画社会実現のために、市民の理解と意識の向上を図り、女性の活躍を支援する」ことを明記し、施策展開しております。しかし、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として根強いというのが現状でございます。このような状況を踏まえ、今後も継続して男女共同参画社会実現に取り組んでいくことを決意し、昨年度、市民協働の下に「伊達市男女共同参画推進条例」を制定しました。

本審議会は、男女共同参画の取組に対し、広く意見を取り入れるため、この条例に基づき設置するものであります。今回は、平成23年2月に策定した「伊達市男女共同参画プラン」の改定について、皆様にご審議いただき、改定案として取りまとめていただきたいと考えております。是非、活発に意見を交わしていただければと思います。

最後になりますが、皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念申しあげ、簡単ではありますが、あいさついたします。

本日は誠にありがとうございます

司 会： ありがとうございます。ここで市長、部長は公務のため退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 委員紹介

それぞれ自己紹介

#### 会長・副会長選出

次のとおり決定

会長 藤野 美都子 委員（福島県立医科大学 教授）

副会長 杉下 英世 委員（伊達地区連合 副議長）

#### 協議

司 会： 次に協議事項に移りますが、伊達市男女共同参画審議会規則第3条第2項により会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、藤野会長よりお願いします。

～会長、副会長、中央席に移動～

会 長： それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。まず「(1) 審議の進め方等について」の説明をお願いします。

事務局： 資料2を用いて説明

会 長： ありがとうございます。ただいまのご説明に関して何かご意見、ご質問があればお願いします。

～特に意見なし～

会 長： それでは協議事項「(2) 男女共同参画の動向及び伊達市の状況について」、

ご説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局： 資料3を用いて説明

会 長： ただいまのご説明について何かご質問、ご意見等ありましたらお願ひいたします。

副会長： 説明にあったアンケートの全体の回収率はどのくらいだったのでしょうか？

事務局： 600名無作為抽出で26.3%でした。対象600名については、18歳以上69歳で、性別、年齢、合併前旧町等の区分を考慮して抽出しています。

副会長： 回収率の悪い年代はわかりますか？

事務局： すぐに確認できないので、次回までに確認して回答します。

委 員： 伊達市合併前の旧町単位では、プランの策定など男女共同参画に取り組んでいたのでしょうか？

事務局： 次回までに調べて回答します。

委 員： 労働力率のM字カーブの説明で、出産を機に仕事を辞める傾向があるとのことでしたが、伊達市の待機児童はどういう状況でしょうか？

事務局： 数字上はゼロとなっています。しかしながら、親の通勤等の関係から入園希望が多い園もあり、そういったところでは実質的に入園を待つという状況が出ています。

会 長： 他にないでしょうか？

次回までに、アンケートの年代別回収率と合併前の旧町毎のプラン等の策定状況を報告いただくこととします。

それでは協議事項「(3)伊達市男女共同参画プラン改定案について」、ご説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局： 資料4・5を用いて説明

会 長： ありがとうございます。先ほど説明があった通り、今回を含めて計4回の会議でプラン改定の審議会案をまとめていかなければなりませんので、今

事務局が説明した案をベースにして、話し合いを進めていきたいと思います。事前に資料は送付していただいておりますので、皆さまから意見があれば出していただきたいと思います。

会 長： 平成 33 年度までの目標値は掲げないのでしょうか？すべての項目に設定できないとしても、例えば講演会を何回やるとか市役所庁内の女性管理職の割合を何%にするとか、いくつかでも目標値があったほうがプランを推進できるのではないのでしょうか？

事務局： 関係する各課と調整しながら目標値を定めて掲載できるようにしていきたいと思います。

委 員： 男女共同参画は大人になってから取り組むというものではないと思います。子どものころから学ぶべきものと思います。

委 員： 逆に、大人の意識が変わっていかないと子どもも変わらないという面もあると思います。家庭、地域、社会が変わっていかないと、子どもの意識は変わらないと思います。したがって、両方のサイドから立った対応が必要であると思います。

会 長： 今の意見に関連する部分として、改定案の 6 ページに基本的な施策（2）「学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育」がありますが、伊達市では幼稚園、小学校、中学校において男女平等教育がどれくらい具体的に実施されているのでしょうか？そういうことがわかるとプランを改定する上で役に立つと思います。社会教育においても講座や研修会などをどのくらい行っているのか、実態がわかると整理しやすいと思います。具体的な数字や実態がどの程度なのか、資料を示していただければと思います。

事務局： 各学校の状況を調べたいと思います。

委 員： 男女平等の議論を始めるところで既に女性蔑視というか、女性を特別扱いしている感覚があります。男女平等は、男性も働きやすい、育児できるということを含めるのが基本だと思います。「女性が働きやすい」という考えが女性の特別扱いになってしまって、男女平等ではなくなっている感じがします。男性も同様に考えるべきです。例えば、子どものことで急に休まなければならないというとき、伊達市の企業はどのように対応しているのでしょうか？対応できている企業はどれだけあるのでしょうか？育休や子どもが突然体調を崩したときの休みを不利益にならないように取れる職場環境にあ

るということは大切だと思います。

事務局： 具体的に調査したことがありませんでしたので、調べられるかどうかも含めて確認します。

委員： そういうことであれば市役所内が一番調査しやすいのではないのでしょうか？ 育休はたぶん男性の取得率はゼロだと思いますが、例えば、子どもの看護休暇があります。どのような男女比で取得されているのか？一つの事業所として市役所を対象にできると思います。それにプラスしてどこか協力していただける企業に一社でもお願いできれば、ある程度把握できるのではないのでしょうか？

会長： 県で毎年事業所を対象に実施している調査データを市町村別に示してもらうことはできないのでしょうか？ 既存のデータを使いながら、伊達市役所内の実態と、どこか一社くらい実際どうなのかということがわかるといいですね。プラン改定案だと、基本目標Ⅲ「男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり」のところで、実態としてどの程度進んでいるかということがわかると良いと思います。

事務局： 県に確認してみます。

アドバイザー： 話が少し戻りますが、学校教育に関係する部分で、改定案6ページの基本的な施策（2）具体的事業①の内容についてですが、「ジェンダーにとらわれない指導の充実を図ります」とありますが、福島県男女共生センターでは小中学校等への出前講座として、色々な職業のことについて実際にその職業に携わっている男性や女性に話をしてもらったり、そもそも男女共同参画とは何だろう？ということを知り易くお話ししたりしています。安達東高校や三春町の中学校で実際に行っています。こういった事業を活用いただければ、すべて自前で行わなくても対応できるかと思います。そこを踏まえて、実施回数まで記載するかは別ですが、「研修会なし講座を実施します」といった書き方をしても良いのかなと思います。

委員： 現行プランと改定案とでどこが変わったのかが見えづらいです。新設されたものとして防災関係と性的マイノリティ関係がありますが、新旧表があると良いです。

会長： 今回は、資料4「改定案の概要」がそれに該当しているかと思います。また、大きな変更点は資料5「改定案」本文で網掛け表示になっています。読

んだ限りでは、説明文は変わっていますが、具体的な施策等は基本的に継承されているようです。したがって、作るとすれば、現状と課題の説明文がどう変わったかでしょうか。それから、改定案2ページ目の体系で前とどう大きく変わったかというのがあれば良いかと思いますが、どうでしょうか。具体的施策については、こういう形で話し合いを進める中で、前は無かったけれどこういったものを入れてもらいたいとか、今までこう書かれていたけれどこう書いてほしい、といったことがこれから出てきて、これから変えていくことになると思います。

事務局： 次回までにまとめたいと思います。

アドバイザー： 3点あります。新設された「防災・災害復興への男女共同参画の推進」の内容について、防災分野での女性委員登用のことが書かれているのですが、数値目標をもし入れられれば、数値的に実現可能かどうかということはあると思いますが、例えば「どちらかの性別が40%を下回らないようにする」といったことを書いてみるのはどうでしょうか？これが1点目です。

2点目は、「女性委員を登用し、女性の意見反映を図ります」という書き方ですが、これで良いのですが、伊達市男女共同参画推進条例は多様性を尊重することを謳っています。実際、防災の委員は男女だけでなく、色々な立場の方が入ったほうが良いということも国でも考え始めています。障がい者の方やセクシャルマイノリティーの方に入ってもらえるようにすることが望ましいので、更に一步踏み込んで「多様な背景を持つ方々の意見反映を図ります」としたほうが、条例に合致したものになるのではないのでしょうか？

3点目として、27ページに「性的少数者への理解の促進」とありますが、福島県のプランの改定案と見比べてみると、県では人権のところを書いてあります。2ページの体系で見ると基本目標I「人権尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革」に施策の方向3「国際的理解に基づいた男女共同参画の推進」があり、基本的な施策が(1)(2)とありますが、県ではこの次に(3)として「性自認や性的指向にかかわらず等しく尊重され受容される社会の実現」と入れています。人権の項目に入れているわけです。「施策の方向」に該当する部分も県では「多様な価値を尊重する社会の実現」と名称変更しています。体系のどこに入れるかは考え方ですが、情報として報告します。

会長： 県では「性的少数者」という言葉も使わないということにしたので、今ご説明にあったように「性自認」と「性的指向」という言い方をしています。他の自治体ではどういう表現を使っているのか、どこに位置付けているのかということも見ながら検討いただくと良いと思います。

また、防災のところは確かに「女性」と限定しないで、多様な立場の人たちを委員として登用していく一環として、女性の委員を入れるとしたほうが良いですね。

会 長： 他に意見はないでしょうか？審議会の場に限らず、気づいた点があれば事務局にご連絡いただければと思います。他に意見がないようですので、本日この会議で皆さんからいただいた意見を基に、さらに改定案を修正していただいて次回の会議に臨みたいと思います。

それでは、本日予定されておりました議事が全て終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しいたします。

事務局： 事務連絡

司 会： 閉会